松江市外出支援事業Q＆A（令和7年3月25日版）

Ⅰ 手続きの流れ

Ｑ１． この事業で補助を受けるには、バス事業者から手続きするのか、あるいは利用者から手続きするのか？

Ａ１． 　貸切バス事業者から実施計画書の提出手続きをしてください。

Q２． この事業を利用できる団体はどの様な団体か？

Ａ２． 　事業が利用できる団体は、市内に主たる事業所の所在地を有し、かつ、市内に居住する者で

構成される以下の団体となります。

1. 構成員が65歳以上で構成される団体
2. 障がい児（者）の団体
3. ボランティア団体

※ボランティア等外部に影響を及ぼす活動の時に限る。

1. 未就学児（その保護者を含む）の団体。ただし幼稚園、保育所を除く。

※保護者2名まで。引率は何人でも可（現実的な範囲で）。

Q３． どんな外出でも利用対象になるか？

Ａ３． 　この事業を利用できるのは、別紙運行範囲の移動に限ります。

利用対象となるのは、市内で行われる以下のいずれかの事業の実施及び参加のための日帰り

旅行です。

1. 福祉目的事業の実施
2. 公的行事への参加
3. 利用団体が主催する交流事業等

Q４． 同じ団体が何回でも利用できるか？

Ａ４．利用回数には制限があります。１団体につき同一年度内で1回まで利用可能です。

 　　※障害児（者）の団体は年２回

Ｑ５．補助金額の計算はどのようになるのか？

Ａ５．税抜き運賃が７万円の場合

〈イメージ〉　11から29人乗りバス利用時（利用者負担2万2500円）

契約運賃　1台7万円／1台あたり公示運賃下限額　5万円　の場合

1台運行

運賃7万円

利用者負担　2.25万円

**市補助金**

**4.75万円**

税抜き運賃が１０万円の場合

〈イメージ〉　11から29人乗りバス利用時（利用者負担2万2500円）

契約運賃　1台10万円／1台あたり公示運賃下限額　5万円　の場合

1台運行

運賃10万円

利用者負担　5万円

**市補助金**

**5万円**

Q６．なぜ利用者名簿の添付がいるのか？

A６．　本事業は、実施団体や対象事業、利用回数の制限などがあることから、実施計

画書にだけでなく利用者名簿を確認する必要があります。

　　　　※団体名は必ずつけてください。「○○慰安旅行」といった団体名での申請は×

Ｑ７．内示通知を受けた後、事業自体が中止した。キャンセル料が発生したが、キャンセル料にも

この補助金を充当できるか？

Ａ７．キャンセル料は補助金の対象となりません。

Ｑ８．対象は日帰り旅行だけか？

Ａ８．日帰り旅行のみ対象となります。

Ｑ９．支払う経費全体が補填されるか？また、消費税分も対象となるか？

Ａ９．「運賃」の利用者負担額を超えた額を補助金の上限額まで補填します。「運賃」とは、キロ制運賃と時間制運賃の合計額をいい、交代運転者配置や深夜早朝料金、高速代、駐車場代などは含みません。また、消費税額、施設入場料、宿泊料等も含みません。

Q１０．バス２台以上で利用する場合の補助金の計算はどうなるのか？

Ａ１０．　同一団体でのバス利用の場合、２台以上のバス利用でも提出いただく計画書は

１枚となります。

補助額の上限は、バスを２台以上利用する場合も「中国運輸局が公示する運賃の額１台分まで」とします。

〈イメージ〉　11から29人乗りバス利用時（利用者負担2.25万円）

契約運賃　1台7万円／1台あたり公示運賃下限額　5万円　の場合

1台運行 複数台（例3台）運行

運賃7万円

運賃7万円　×　3台　21万円



利用者負担　2.25万円

**市補助金**

**4.75万円**

利用者負担　2.25万円

**市補助金**

**4.75万円**

利用者負担分

6.75万円

利用者負担

　7万円

**市補助金**

**0.25万円**

運賃下限額　1台分5万円

利用者負担額計

1６万円

Q１１．バス２台以上での利用時に、車両種別が混在する場合、補助金の計算はどうなるのか？

A１１．　Ａ１９に記載している計算を、それぞれの車両種別ごとで行い、利用者の負担額が最も少な

くなるもので補助金額を決定します。

〈イメージ〉 40人乗り以上

大型バス　利用者負担　6万円／契約運賃額　10万円／公示下限額　7万円

　 11～29人乗り

小型バス　利用者負担　2.25万円／契約運賃額　7万円／公示下限額　5万円

 の2台で運行した場合の計算例

運賃10万円　＋　7万円　＝　17万円



**市補助金3万円**

**市補助金4万円**

利用者負担額計

10万円

利用者負担4万円

利用者負担

6万円

運賃下限額　1台分7万円

**※計算結果は、車両種別、契約運賃額、公示上限額により運行ごとに異なります。**

Q１２．利用団体に松江市以外に住んでいる人がいた場合は対象とならないか？

A１２．　利用者は原則松江市在住の方に限りますので、松江市以外の在住者が含まれる場合は補助の

対象になりません。但し、利用者の介助者や引率者として同乗される方につきましてはこの限りではありませんので、利用者名簿にその旨がわかるよう記載をお願いします。

Q１３．学校の行事や部活での利用は対象になるか？

A１３．　学校（幼稚園、保育所含む）の行事、及び部活動での移動については対象外となります。

Ｑ１４．利用最少人数の規定はあるか？

Ａ１４．利用最少人数の規定は設けませんが、合理的な利用をお願いします。

Ｑ１５．他の補助金と併せて申請することができるか？

Ａ１５．　他の補助金と重複して申請することはできません。

バス会社と旅行代理店が、同一の旅行でそれぞれの補助金を申請することもできません。